

富山市自主防災組織活動事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市自主防災組織活動事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、住民が自主的に結成した町内会等を単位とする組織をいう。
- (2) 防災資機材 災害発生時に自主防災組織が応急対策として使用する資機材で市長が必要と認めるものをいう。
- (3) 防災訓練 災害に備えて自主防災組織が自主的に行う訓練であり、次に定めるもののうち訓練実施前に富山市自主防災組織防災訓練実施計画書（様式第7号）により市長へ届け出た訓練をいう。

防災訓練の種別	訓練内容
初期消火訓練	バケツリレーや消火器、消火ポンプ等を用いた消火訓練
避難誘導訓練	地域住民を避難場所へ誘導したのち、点呼や避難者名簿を作成するなどし、安否確認を行う訓練
図上訓練	地図を用いて地域の危険箇所、避難経路、避難場所について検討する訓練。
避難所開設運営訓練	富山市避難所運営マニュアルに基づき、避難所の開設・運営を行う訓練
救出救命訓練	倒壊物やガレキ等の下敷きになった人の救出方法や応急手当の方法を習得する訓練
水害対策訓練	土のうの作り方や水門の操作、排水ポンプの使用方法を習得する訓練
防災士による防災講座	防災士資格を有する防災士による防災講座
消防局出前講座	富山市消防局による出前講座
その他の訓練	上記訓練以外に市長が必要と認めるもの

(補助金の交付)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、自主防災組織が行う防災資機材の整備及び防災訓練の対象経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助率等)

第4条 補助金の補助率及び限度額等は、別表に定めるところによる。

(交付申請書の添付書類及び申請に係る期日)

第5条 規則第4条第1項に規定する交付申請書に添付する書類及び交付申請に係る期日は、次のとおりとする。

(1) 防災資機材の整備に係るものについては、次の書類を添付し、防災資機材を整備する前に市長に提出しなければならない。防災資機材の整備に係る申請可能期間については別に定める。

- ・富山市自主防災組織活動事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・防災資機材購入計画・収支予算書（様式第2号）
- ・見積書の写し
- ・防災資機材の保管場所の地図

(2) 防災訓練に係るものについては、規則第19条の規程に基づき、規則第4条の交付の申請及び規則第12条の実績報告の手続きを併合するものとする。

次の書類を添付し、訓練実施後1か月以内に市長に提出しなければならない。ただし市長が特に必要と認める場合については、この限りではない。

- ・富山市自主防災組織活動事業補助金交付申請書（様式第8号）
- ・防災訓練実施報告書（様式第9号）
- ・防災訓練収支決算書（様式第10号）
- ・訓練写真
- ・振込依頼書
- ・委任状

ただし、委任状は債権者と口座名義が異なる場合に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、第5条に定める交付の申請内容を審査し、補助金等を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をしなければならない。

規則第5条第3項の規定による通知は、次のとおりとする。

(1) 防災資機材の整備に係るもの

- ・富山市自主防災組織活動事業補助金交付決定通知書（様式第3号）

(2) 防災訓練に係るもの

- ・富山市自主防災組織活動事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第11号）

(事業計画変更等の承認の申請)

第7条 規則第11条第1項の規定により防災資機材の整備について、事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、自主防災組織活動事業補助金計画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第12号）により市長に申請しなければならない。この場合において、事業計画の変更にあつては、当該事業計画の変更が明らかとなる書類を添えなければならない。

ただし、補助金額・購入物品・購入数量に変更のない場合は自主防災組織活動事業補助金計画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第12号）の提出は不要とする。

(事業計画変更等の承認の通知)

第 8 条 規則第 11 条第 3 項の規定による通知は、富山市自主防災組織活動事業補助金計画（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第 13 号）により行うものとする。

(実績報告書)

第 9 条 規則第 12 条に規定する実績報告書（様式第 4 号）に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 防災資機材の整備に係るもの

- ・ 防災資機材購入実績・収支決算書（様式第 5 号）
- ・ 領収証の写し
- ・ 納品書もしくは請求書の写し
- ・ 防災資機材の写真
- ・ 振込依頼書
- ・ 委任状

ただし、委任状は債権者と口座名義が異なる場合に提出するものとする。

(2) 防災訓練に係るもの

第 5 条第 1 項 (2) の規定による。

(額の確定通知)

第 10 条 規則第 13 条の規定による通知は、富山市自主防災組織活動事業補助金確定通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

(委任)

第 11 条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 1 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

※別表（第4条関係）

対象経費の種別		補助率又は補助金額	限度額
防災資機材 の整備	一般	対象経費の75パーセント以内	30万円
	浸水対策	同上	10万円
	津波対策	同上	20万円
防災訓練		対象経費の全額または一部	1万円

※第11条に定める必要事項

1. 補助金の交付は次のとおりとする。

(1) 防災資機材の整備

① 一般資機材

- i. 1組織において2回までとし、補助金2回の合計は限度額以内とする。
- ii. 申請は、最初に申請した年度とその翌年度の連続した2年度限りとする。
- iii. 町内単位の自主防災組織が当補助金の交付を受けた場合、小学校区及び当町内を含む連合町内会を単位とする自主防災組織の交付申請を認めない。また、小学校区もしくは連合町内会を単位とする自主防災組織が交付を受けた場合、その後当組織内の自主防災組織からの交付申請を認めない。

② 浸水対策資機材

- i. 1組織において1回限りとする。
- ii. 対象資機材は、排水ポンプのみとする。

③ 津波対策資機材

- i. 対象は富山県知事が平成29年度に指定した津波災害警戒区域に、その一部又は全部の区域が含まれている自主防災組織とする。
- ii. 1組織において1回限りとする。
- iii. 町内単位の自主防災組織が当補助金の交付を受けた場合、小学校区及び当町内を含む連合町内会を単位とする自主防災組織の交付申請を認めない。また、小学校区もしくは連合町内会を単位とする自主防災組織が交付を受けた場合、その後当組織内の自主防災組織からの交付申請を認めない。

(2) 防災訓練

- i. 1組織において各年度4回までとする。
- ii. 同一日時・同一場所で開催する防災訓練については、町内単位の自主防災組織が当補助金の交付を受けた場合、小学校区及び当町内を含む連合町内会を単位とする自主防災組織の交付申請を認めない。また、小学校区もしくは連合町内会を単位とする自主防災組織が交付を受けた場合、その後当組織内の自主防災組織からの交付申請を認めない。
- iii. 炊き出し訓練に係る経費及び消防局出前講座以外の出前講座に係る経費については、第2条に定めた防災訓練と同時に行う場合にのみ交付申請を認める。

2. 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。